平成２３年（フ）第１４５２号
東京都町田市中町３丁目15―17―101
債務者　金香蘭こと　金　　香兰
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５３１号
東京都大田区千鳥２丁目21―13―201
債務者　玉山　俊一
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５４６号
神奈川県小田原市早川３丁目21―２　西城マンションＡ―202
債務者　水野　　樹
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８１７号
東京都東村山市久米川町４丁目44番地14カーサスズキ201
債務者　吉野あさ子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月20日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４２０号
東京都世田谷区岡本１丁目17―15―305
債務者　飯山　佳恵
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２２号
東京都青梅市東青梅１丁目９番地の17メゾンドゥボナール402
債務者　李　　洪杰
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１１号
東京都府中市府中町２丁目20番地の13遠藤ビル407
債務者　小林　満久
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１２号
東京都町田市本町田2779番地
債務者　吉崎　直美（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４８０８号
東京都中央区銀座１丁目14番15号
破産者　株式会社マルマル不動産
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８４２９号
東京都豊島区池袋４丁目３－６―801
破産者　高柳　正文
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１２９号
東京都品川区中延４丁目16―23、住民票上の住所東京都品川区豊町４丁目19―26―102
破産者　村木　恵一
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２４９５号
神奈川県相模原市中央区淵野辺１丁目９―11―102、開始決定時の住所神奈川県相模原市緑区下九沢1558―８―504
破産者　五島　行雄
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５０８号
東京都世田谷区千歳台４丁目30―４―302
破産者　深澤　佳道
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２５９８号
埼玉県春日部市緑町６丁目11―13―108
破産者　関口　紀一
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９５２号
東京都渋谷区上原２丁目47番19号
破産者　株式会社アシスト
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９５３号
東京都中央区勝どき６丁目３―２―1832、開始決定時の住所東京都港区港南５丁目１―４―1010
破産者　市川　　哲
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３２１６号
東京都足立区西保木間１丁目６―10―201、開始決定時の住所東京都足立区栗原３丁目30―７
破産者　泉　　泰浩
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３３７８号
東京都足立区舎人３丁目11―４　パルメゾンＡ棟102、開始決定時の住所東京都足立区皿沼２丁目17―11
破産者　小船　哲範
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部